

明石市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 概要

2020年に発生した新型コロナへの対応を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画（2024年7月改定）、県行動計画（2025年3月改定）が改定されました。つきましては、市行動計画を改定することについて報告します。

2. 改定案策定の考え方

県行動計画のうち、市及び保健所設置市が取り組むべき事項を基本とし、内閣府から示されている「市町村行動計画作成の手引き（保健所設置市・特別区向け）」や、改定が完了している他市の計画などを参考に改定案を策定しています。

3. 主な改定内容

項目	従来計画	改定後の計画
発生段階 ↓ 対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期 病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 政府行動計画と同様にリスク評価を行う。
対策項目	【5項目】 ①実施体制②情報収集・提供（サーベイランスを含む）③予防・まん延防止④医療体制⑤県民経済・経済の安定の確保	【13項目】※下線が新項目 ①実施体制②情報収集・分析③サーベイランス④情報提供・共有、リスクコミュニケーション⑤水際対策⑥まん延防止⑦ワクチン⑧医療⑨治療薬・治療法、⑩検査⑪保健⑫物資⑬市民生活・市民経済

4. 改定案

別紙「明石市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」のとおり

5. パブリックコメントの実施

期間：2026年2月20日（金）～3月21日（土）（30日間）

公表：市ホームページ掲載及び総合安全対策室、あかし総合窓口、3市民センター、行政情報センターで閲覧可

6. 今後の予定

- 2026年2月 学識経験者への意見聴取（特措法第8条第7項）
パブリックコメント実施（～3月）
- 3月 計画の改定
- 4月 兵庫県知事報告（特措法第8条第4項）
- 6月 市議会（委員会）報告（特措法第8条第6項）